

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、附則第七条及び第八条の規定は、公布の日から適用する。

### (T L A C規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)

第二条 T L A C規制対象会社（第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。））第一条第七十八号に規定するT L A C規制対象会社をいう。以下この条において同じ。）のその他外部T L A C調達手段（新告示第一条第七十九号に規定するその他外部T L A C調達手段をいう。以下この項において同じ。）と法的又は経済的に同順位である商品（その他外部T L A C調達手段に該当するものを除く。次項において「国内T L A C規制対象会社の同順位商品」という。）のうち、当該T L A C規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日（以下この条において「T

「L A C 規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該 T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該 T L A C 規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新告示第七条第二項第五号又は第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部 T L A C 関連調達手段の額に算入しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が標準的手法(新告示第一条第七号に規定する標準的手法をいう。)を採用した場合にあつては、この告示の適用日(以下「適用日」という。)前に T L A C 規制対象会社となつた国内 T L A C 規制対象会社の同順位商品のうち、当該 T L A C 規制対象会社に係る T L A C 規制適用日までに発行されたものであつて、当該 T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該 T L A C 規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下「旧告示」という。)第四十条第一項又は第四十一条の規定を適用することができる。

(資本フロアの算出方法に係る経過措置)

第三条 適用日前に旧告示第百二十一条の承認を受けていた者は、適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第十三条第一項及び第二十四条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七十二・五」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるものとする。

適用日以後一年間	五十
令和六年三月三十一日以後一年間	五十五
令和七年三月三十一日以後一年間	六十
令和八年三月三十一日以後一年間	六十五
令和九年三月三十一日以後一年間	七十

(暗黙の政府支援を勘案していない格付の使用に係る経過措置)

第四条 新告示第四十条第四項の規定は、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。  
(不動産関連エクスポージャーのLTV比率に係る経過措置)

第五条 商工組合中央金庫は、適用日において保有する新告示第四十五条から第四十七条の二までに規定するエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に用いるLTV比率（新告示第四十五条第四項に規定するLTV比率をいう。）の計算について、信用供与の実行時点における担保に付された物件の価値を算出できないう場合には、当該適用日前の直近の当該物件の価値の評価額を用いることができる。

（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに係る経過措置）

第六条 株式及び株式と同等の性質を有するもの（新告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトについては、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる投資の区分に応じ、当該各号に定めるリスク・ウェイトとすることができる。

一 投機的な非上場株式に対する投資（新告示第五十三条第三項各号に掲げる非上場株式投資をいう。）

次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイト

適用日以後一年間	百パーセント
適用日から一年を経過した日以後一年間	百六十パーセント
適用日から二年を経過した日以後一年間	二百二十パーセント
適用日から三年を経過した日以後一年間	二百八十パーセント
適用日から四年を経過した日以後一年間	三百四十パーセント

二 前号に該当しない投資 次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイト

適用日以後一年間	百パーセント
適用日から一年を経過した日以後一年間	百三十パーセント
適用日から二年を経過した日以後一年間	百六十パーセント
適用日から三年を経過した日以後一年間	百九十パーセント
適用日から四年を経過した日以後一年間	二百二十パーセント

2 商工組合中央金庫が内部格付手法（新告示第一条第十号に規定する内部格付手法をいう。）を採用した

場合にあつては、株式等エクスポージャー（新告示第一条第八号に規定する株式等エクスポージャーをいう。）の信用リスク・アセットの額の算出について、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、新告示第四百四十八条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトと旧告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうち、いずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。この場合において、同項の規定により算出されるリスク・ウェイトを用いる場合は、信用リスク・アセットの額及び期待損失の算出並びに適格引当金（新告示第一条第五号に規定する適格引当金をいう。）の取扱いは従前の例によるものとする。ただし、旧告示第四百四十八条第五項、第六項及び第八項の規定は適用しないものとし、旧告示第三百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じる調整は要しない。

（内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認）

第七条 商工組合中央金庫が基礎的内部格付手法を採用しようとする場合は、適用日前においても、新告示

第二百二十三条の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書（新告示第二百二十三条に規定する中間予備計算報告書をいう。）及び予備計算報告書（新告示第二百二十三条に規定する予備計算報告書をいう。）の作成並びに経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官への提出を行い、新告示第二百二十二条の規定により当該基礎的内部格付手法を採用することの承認の申請をすることができる。

2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、適用日前においても、商工組合中央金庫が基礎的内部格付手法を採用するために前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第二百二十四条の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認の効力は適用日から生ずるものとする。

3 前二項の規定は、商工組合中央金庫が先進的内部格付手法を採用しようとする場合について準用する。この場合において、前二項中「基礎的内部格付手法」とあるのは、「先進的内部格付手法」と読み替えるものとする。

(期待エクスポージャー方式の適用日前の承認)

第八条 商工組合中央金庫は、適用日前においても、新告示第五十九条の二の規定により、期待エクスポージャー方式（新告示第五十九条に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。）の使用に関する承認の申請をすることができる。

2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、適用日前において、商工組合中央金庫が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新告示第五十九条の三の規定により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認の効力は、適用日から生ずるものとする。